

事 務 連 絡  
令和6年5月23日

公益社団法人日本航空機操縦士協会 会長 殿

国土交通省航空局安全部  
安全政策課長

### 安全運航のための基本動作及び手順の再徹底について

本年1月2日に東京国際空港で発生した航空機同士の衝突事故については、1月3日付の事務連絡により基本動作の徹底及び管制指示を受けた場合における確実な復唱を含む安全運航のための手順の徹底、1月8日付の事務連絡により滑走路進入時及び着陸進入時における外部監視の徹底並びに滑走路進入に係る管制用語の周知をお願いしたところです。

そのような中、5月10日に福岡空港において、他機が離陸滑走中に、誘導路を地上走行中の航空機が滑走路手前の停止線を越えたことから、管制官の指示により離陸滑走中の航空機が離陸を中止する事案が発生しました。本事案の原因については現在調査中ですが、誘導路を地上走行中の航空機側の管制指示の復唱及び管制側の復唱の確認の双方が不十分であったことが確認されています。

このため、貴会におかれましては、貴会傘下会員に対し、基本動作の徹底及びAIP JAPAN ENR 1.5の「1.9 復唱要領」に従った管制指示を受けた場合における確実な復唱を含む安全運航のための手順等を改めて徹底し、安全運航の確保に万全を期すよう周知願います。

以上